

最も重大な犯罪に対してのみ管轄権を行使することを意図したものであることを強調し、更に、このような裁判所は、国が用いできないか又は実効的でない場合に、これを補足することを意図されたものであることを強調して、次のとおり協定した。

第一部 裁判所の設立

第一条 (裁判所の設立) ここに国際刑事裁判所(以下「裁判所」という)を設立する。裁判所の管轄権及び機能は、この規程の諸条項によつて規律する。

第二条 (裁判所と国際連合の関係) 裁判所長は、この規程の締約国(以下「締約国」という)の承認を得て、裁判所と国際連合の間の適切な関係を樹立する協定を締結することができる。

第三条 (裁判所の所在地) 1 裁判所の所在地は、……国(以下「受入国」という)の……市に置く。

2 裁判所長は、締約国の承認を得て、受入国との間にその国と裁判所の関係を樹立する協定を締結することができる。

3 裁判所は、その権限及び職務を、いずれかの締約国の領域において、また、特別協定によりその他のいずれかの国の領域において行使することができる。

4 裁判所は、提起された事件を審理するために必要とされる場合に行動する。

5 裁判所は、各締約国の領域において、その職務の遂行及び目的の達成のために必要となることのある法的能力を享受する。

第二部 裁判所の構成及び運営

第五条 (裁判所の機関) 裁判所は、次の機関によつて構成する。

(a) 第八十八条が規定する統括部

(b) 第九条が規定する上訴裁判部、第一審裁判部及びその他の裁判部
(c) 第二十一条が規定する検察局、及び、
(d) 第三十三条が規定する書記局
第六条 (裁判官の資格及び選挙) 1 裁判所の裁判官は、徳望が高く、公正かつ誠実であり、各自の国で最高の司法官に任ぜられるに必要な資格を有し、更に次の資格を有するものとする。

(a) 刑事裁判の経験
(b) 国際法における有能さ

2 各締約国は、1(a)又は1(b)が規定する資格を有し、かつ必要に応じて裁判所に勤務する意思を有する、異なった国籍を有する二人を越えない者を、選挙のために指名することができる。

3 一八名の裁判官を、締約国の秘密投票による絶対多数の票によつて選ぶ。最初に、1(a)が規定する資格を有するものとして指名された者の中から、一〇名の裁判官を選ぶ。次いで、1(b)が規定する資格を有するものとして指名された者の中から、八名の裁判官を選ぶ。

4 二人の裁判官が、同一の国の国民であつてはならない。

5 締約国は、裁判官の選挙に当たつて、世界の主要法系が代表されるべきものであることに留意しなければならない。

6 裁判官の任期は九年とし、7及び第七十二条に從うことを条件として、再選されない。ただし、裁判官は、既に案件を開始した事件を完結するために任務を継続する。

7 第一回の選挙においては、くじで選ばれた六名の裁判官の任期は三年とし、再選されることのできるくじで選ばれた六名の裁判官の任期は六年とし、残りの裁判官の任期は九年とする。

1(a)又は1(b)に規定する資格を有するものとして指名された裁判官は、事情に応じて同じ資格を有することを必要とすると決定することができる。この場合においては、

(a) 常勤で勤務するために選挙された現任の裁判官は、その他のいかなる職務にもついてはならない。
(b) それ以後に選挙される裁判官は、その他のいかなる職務にもついてはならない。

第一条 (裁判官の回避及び除斥) 1 統括部は、裁判官の要請に応じて、その者がこの規程に從つた職務の遂行を回避することを許可することができる。

2 裁判官は、いずれかの資格において以前に與つたことがある事件、又はいずれかの理由(現実の、外見上の又は可能な利害の衝突を含む)によつてその公正さに合理的な疑問が提起されるかもしれない事件には、参加してはならない。

3 検察官又は被告人は、2に規定する裁判官の忌避を請求することができる。

4 裁判官の除斥に関するすべての問題は、当該の裁判部の構成員の絶対多数によつて決定する。対象となる裁判官は、この決定に参加してはならない。

第一条 (検察局) 1 検察局は、この規程に從つて提起された告訴について捜査を行い及び訴追を行う責任を有する。裁判所の独立した機関である。検察局の構成員は、外部からの指示を求め、又はこれに從つて行動してはならない。

2 検察局は、検察官が一又はそれ以上の副検察官の援助を得て、これを主宰する。副検察官は、検察官が不在の場合に検察官に代わつて行動することができる。検察官及び副検察官は、異なる二国籍の者でなければならない。検察官は、必要に応じて、資格を有するその他の職員を指名することができる。

3 検察官及び副検察官は、徳望が高く、かつ刑事事件の訴追及び副検察官は、徳望が高く、かつ刑事事件の訴追において高い能力及び経験を有する者でなければならない。検察官及び副検察官は、締約国が指名する候補者の中から秘密投票により締約国の絶対多数によつて選挙する。選挙の時点においてより

るものとして指名された者を後任者とする。
第七条 (裁判官の空席) 1 空席が生じた場合には、後任の裁判官は、第六十一条に從つて選挙する。
2 空席を補充するために選挙される裁判官は、前任者の残任期間中勤務するものとし、残任期間が五年未満の場合は一任期について再選することができる。
第八條 (統括部) 1 裁判所長、第一及び第二裁判所次長、並びに二人の裁判所次長代理を、裁判官の絶対多数によつて選挙する。これらの者の任期は、三年間か又はこれら者の裁判官としての任期の終わりのまでの、いずれかの早く到来する日までとする。

2 第一又は第二裁判所次長は、事情に応じて、裁判所長が不在であるか又は除斥された場合に、裁判所長に代わつて行動することができる。裁判所次長代理は、必要に応じて、いずれかの裁判所次長に代わつて行動することができる。

3 裁判所長及び裁判所次長は、統括部を構成する。統括部は、次のことに責任を有する。
(a) 裁判所の正常な運営、及び、
(b) この規程が付与するその他の職務

4 別段の定めがある場合を除くほか、この規程が裁判所に付与する予審その他の手続的職務は、裁判所の裁判部に事件が係属していない場合においては、統括部がこれを行うことができる。

5 統括部は、規則に從つて、事件のために第一審裁判部が設立される以前の期間において、第二六条3、第二七条5、第二八條、第二九條又は第三〇条3に從つて与えられる権限の行使を一又はそれ以上の裁判官に委任することができる。

第九條 (裁判部) 1 裁判所の裁判官の各選挙の後で、ただで速やかに、統括部は、規則に從つて上訴裁判部を構成する。上訴裁判部は、裁判所長及びその他の六名の裁判官で構成する。上訴裁判部を構成する裁判官のうち、少なくとも三名は第六條1(b)に規定する資格を有するものとして指名された者の中から

短い任期が決定されない限り、検察官及び副検察官の任期は五年とし、再選することができる。
4 締約国は、それらの者が必要に応じて勤務する意思を有することを条件として、検察官及び副検察官の選挙を行うことができる。

5 検察官及び副検察官は、自国の国籍を有する者に係る告訴について、行動してはならない。
6 統括部は、検察官又は副検察官の要請に応じて、これらの者が特定の事件を回避することを許可することができる。統括部は、特定の事件において提起される検察官又は副検察官の除斥に関するすべての問題について、決定を行う。

7 検察局の職員は、検察官が制定する職員規則に從つて、秘密投票により絶対多数によつて書記を選挙する。書記は、裁判所の行政職員の内長である。裁判官は、同じ方法によつて、副書記を選挙することができる。

2 書記の任期は、五年間とし、再選することができる。書記は、常勤で勤務する。副書記の任期は、五年間又は決定されることのあるそれより短い期間として、必要に応じて勤務する意思を有することを条件として選挙することができる。

3 統括部は、必要に応じて書記局のその他の職員を指名し、又は指名するように書記に授權することができる。

4 書記局の職員は、書記が制定する職員規則に從う。
第一四條 (宣誓) 裁判官及び裁判所のその他の役職者は、この規程に基づく職務を最初に行う前に、公平かつ誠実に職務を行うことを公にかつ厳粛に宣言する

第一五條 (解任) 1 裁判官、検察官又はその他の裁判所の役職者は、職権濫用若しくはこの規程の重大な違反を行ったと認められる場合、又は長期の病氣

ら選挙された裁判官でなければならない。裁判所長が、上訴裁判部を主宰する。
2 上訴裁判部の任期は、三年とする。ただし、上訴裁判部の構成員は、審理が開始された後、いずれかの事件が完結するまで、引き続き同裁判部に勤務する。

3 裁判官は、第二の又はそれ以上の任期のために、上訴裁判部に再任されることのできる。
4 上訴裁判部を構成しない裁判官は、第一審裁判部及びこの規程が必要とするその他の裁判部に勤務し、並びに上訴裁判部の裁判官が不在であるか又は除斥された場合にはその者の代理として勤務する。

5 統括部は、規則に從つて、特定の事件について第一審裁判部に勤務する五名の裁判官を指名する。第一審裁判部は、第六條1(a)に規定する資格を有するものとして指名された者の中から選挙された裁判官を、少なくとも三名含まなければならない。
6 規則は、裁判の過程で裁判官が死亡し又は不在となつた場合に第一審裁判部の裁判官に出席しかつこれを構成するものとして行動する、代理裁判官の指名について規定することができる。

7 原告国又は被告人がその国民である国の国籍を有する裁判官は、当該の事件を扱う裁判部の構成員となつてはならない。
第一〇條 (裁判官の独立) 1 裁判官は、その職務を遂行するに当たつて独立でなければならない。
2 裁判官は、その司法上の職務に介入し又はその独立への信頼に影響を与えることとなる、いかなる活動にも従事してはならない。特に、裁判官は、その職にある期間中において、国の政府の立法部若しくは行政部又は犯罪の捜査若しくは訴追に責任を有する機関の構成員であつてはならない。
3 2の適用に関するすべての問題は、統括部が決定する。

4 締約国は、統括部の勧告に基づき三分の二の多数によつて、裁判所の業務量は裁判官が常勤で勤務する

又は障害のためにこの規程が必要とする職務を行うことができないと認められる場合には、解任される。

2 1に從つた解任の決定は、秘密投票により次のように行う。

- (a) 検察官又は副検察官の場合には、締約国の絶対多数によつて
- (b) その他のいずれかの場合には、裁判官の三分の二の多数によつて

3 裁判官、検察官又はその他の役職者は、それらの履行の行動又は職務に関する適性について疑問が提起される場合には、証拠を提出し及び陳述を行う十分な機会を与えられるが、それ以外の形で問題の審議に参加してはならない。

第一六条 (特種及び免除) 1 裁判官、検察官、副検察官及び検察局の職員、書記並びに副書記は、一九六一年四月一六日の外交関係に関するウィーン条約の意味における外交官の特権、免除及び便宜を享受する。

2 書記局の職員は、その職務の遂行に必要な特権、免除及び便宜を享受する。

3 裁判官の出廷する弁護人、鑑定人及び証人は、その職務の独立した履行に必要な特権及び免除を享受する。

4 裁判官は、絶対多数により、裁判官、検察官又は書記それぞれ自身の免除を除いて、この条が与える特権を取消し、又は免除を放棄するよう決定することができる。検察局又は書記局のその他の役職者及び職員の場合には、裁判官は、事情により検察官又は書記の勧告に從つてのみ、これを行うことができる。

第一七条 (手当及び経費) 1 裁判所長は、年俸を受ける。

2 裁判所次長は、裁判所長の職務を行う日について、特別の手当を受ける。

3 4に從うことを条件として、裁判官は、職務を行う期間中手当を受ける。裁判官は、第一〇条に從う

きない。あるいは宣言は期限の限定をすることなく行ふこともでき、この場合には書記局に対して六箇月以前に撤回の通知を行うことによつてのみ撤回することができる。撤回は、この規程に從つて既に開始された手続きに影響しない。

4 第一一条に從つてこの規程の締約国でない国の受諾が必要とされる場合は、当該の国は、書記局に宛てた宣言によつて、その犯罪について裁判所が管轄権を行使することに同意することができる。

第二三条 (安全保障理事会による行動) 1 第二一条の規定にもかかわらず、裁判所は、この規程に従い、国際連合憲章第七章の下で行動する安全保障理事会が裁判所に事件を付託するとの結果として、第二〇条が規定する犯罪に関して管轄権を有する。

2 侵略行為の告訴又はこれと直接に関連する告訴は、安全保障理事会が国が告訴の主題である侵略行為を行つたという決定を事前に行うのでなければ、この規定に從つて提起することはできない。

3 安全保障理事会が別段の決定を行う場合を除くは、安全保障理事会が憲章第七章の下で平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為として対処している状況から生じる訴追は、この規定に從つて開始してはならない。

第二四条 (管轄権に関する裁判所の義務) 裁判所は、提起されたいかなる事件についても、管轄権を有することを確認しなければならぬ。

第四部 捜査及び訴追

第二五条 (告訴) 1 一九四八年一月九日の集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の締約国でもある締約国は、集団殺害犯罪が行われたように思われると申し立てる告訴を、検察官に宛てて提出することができる。

2 第二三条に從つてある犯罪に関して裁判所の管轄権を受諾した締約国は、当該の犯罪が行われたよう

從て事するその他の地位に関しては、引き続き係給を受けることができる。

4 第一〇条4に從つて裁判官がそれ以後常勤で勤務することとなる場合には、常勤で勤務するために選挙された現任の裁判官及びそれ以後に選挙されたすべての裁判官は、俸給を支払われる。

第一八条 (使用言語) 裁判所の使用言語は、英語及びフランス語とする。

第一九条 (裁判所規則) 1 2及び3に從うことを条件として、裁判官は絶対多数により、この規程に從つて裁判所の運営のための規則を制定する。裁判所規則には、次のことを規律する規則が含まれる。

- (a) 捜査の実施
- (b) 手続及び証拠規則
- (c) この規程の実施に必要なその他すべての事項

2 裁判所の最初の規則は、裁判所の選挙の後六箇月以内に裁判官が起草し、承認を求めて締約国會議に提出する。裁判官は、1に從つてその後制定される規則もまた、承認を求めて締約国會議に提出することを決定することができる。

3 2が適用されない場合には、1に從つて制定される規則は締約国に送付し、送付の後六箇月以内に締約国の過半数が書面をもつて反対の意思を通知しない限り、統括部がこれを確認することができる。

4 規則は、承認又は確認に先立つ期間における暫定適用について規定することができる。承認又は確認を受けなかった規則は、失効する。

第三部 裁判所の管轄権

第二〇条 (裁判所の管轄権が及ぶ犯罪) 裁判所は、この規程に從つて次の犯罪に関して管轄権を有する。

- (a) 集団殺害罪
- (b) 侵略の罪
- (c) 武力紛争に適用される法及び慣例の重大な違反
- (d) 人道に対する罪

に思われると申し立てる告訴を、検察官に宛てて提出することができる。

3 告訴は、可能な限り主張される犯罪の状況及びいづれかの被疑者の身元並びに所在を特定するものとす、告訴を行う国が所持する証拠文書を添える。

4 第二三条1が適用される事件においては、告訴は、捜査の開始のためには必要とされない。

第二六条 (申し立てられた犯罪の捜査) 1 告訴又は第二三条1が規定する安全保障理事会の決定の通知を受けたときは、検察官は捜査を開始する。ただし、検察官がこの規定の下で訴追の理由が存在しえないと結論し、捜査を開始しないと決定する場合は、この限りでない。この場合には、検察官は、統括部に對してその旨を報告する。

2 検察官は、次のことを行うことができる。

- (a) 被疑者、被害者及び証人の出頭を求め、これらの者を尋問すること。
- (b) 文書又はその他の証拠を収集すること。
- (c) 現場検証を行うこと。
- (d) 情報の秘密又はいづれかの者の保護を確保するために必要な措置をとること。

3 統括部は、検察官の要請に基づき、捜査の目的のために必要とされることのある召喚状及び令状(第二二条1に從つた被疑者の仮拘禁のための令状を含む)を発行することができる。

4 捜査の結果特に第三五条が規定する事項を考慮して、検察官がこの規程に從つて訴追のための十分な理由が存在しないと結論し、起訴を行わないことを決定した場合に、検察官は、起訴の性格及び根拠に関する詳細並びに起訴を行わない理由を添えて、統括部にその旨を報告する。

5 統括部は、告訴を行った国の要請に基づき、又は第二三条1が適用される場合には安全保障理事会の

(e) 附属書に列挙される条約の下で又はそれらに從つて確立される犯罪であつて、申し立てられた行為に關して國際的な関心事である例外的に重大な犯罪を構成するもの。

第二二条 (管轄権行使の前提条件) 1 裁判所は、次の場合に、第二〇条に規定する犯罪に関して個人に對して管轄権を行使することができる。

- (a) 集団殺害の事件については、第二五条1に從つて告訴が行われる場合
- (b) その他の事件については、第二五条2に從つて告訴が行われ、かつ当該の犯罪に関する管轄権が第二二条に從つて次の国により受諾されている場合

合

(i) 当該の犯罪に関する被疑者の身柄を拘束している国(以下「身柄拘束国」という。)、及び、

(ii) その領域において当該の作為又は不作為が行われた国

2 1(b)が適用される犯罪に関しては、身柄拘束国が國際協定の下で他の国から訴追のために被疑者の引渡しを請求された場合には、請求が拒否されない限り、請求国が当該の犯罪に関して裁判所の管轄権を受諾していることもまた必要とされる。

第二二条 (第二一条の目的のための裁判所の管轄権の受諾) 1 この規程の締約国は、第二〇条に規定する犯罪であつて当該の宣言が特定するものに関して、裁判所の管轄権を次のときに受諾することができる。

(a) 規程によつて拘束されることへの同意を表明する時に、被寄託者に宛てた宣言によつて、又は、

(b) それ以後において、書記局に宛てた宣言によつて

2 宣言は、一般的に適用されるものであることができ、又はは特定の行動若しくは特定の期間内に行われた行動に限定されたものであることができる。

3 宣言は、特定の期間に限つて行うことができ、この場合にはその期間の終了までは撤回することができる。

要請に基づいて、捜査を開始せず又は起訴を行わないという検察官の決定を審査するものとす、検察官に對してその決定を再検討するよう求めることができる。

6 この規程に從つて犯罪の容疑を受けた者は、

- (a) 尋問を受ける前に、被疑者であること及び次の権利を有することを通知される。
 - (i) 有罪又は無罪の決定において考慮されること
 - (ii) 必要と認められるとき、被疑者が選任する弁護人の援助を受けること
- (b) 又は被疑者が弁護人を雇用する支払手段を有しないときには裁判所が選任する弁護人の援助を受け、
- (c) 供述又は有罪の自白を強要されない。
- (d) 被疑者が理解し及び話す言語以外の言語で尋問を受けるときには、能力のある通訳の援助を受け、及び尋問が行われるすべての関連文書について翻訳を受け取る。

第二七条 (訴追の開始) 1 検察官は、捜査の結果一応の証拠がある事件が存在すると結論する場合に、事実の申立て及び被疑者が容疑を受けている犯罪に関する簡略な記述を記載する起訴状を、書記局に提出する。

2 統括部は、起訴状及び証拠資料を検討して、次のことにつき決定を行う。

- (a) 裁判所の管轄権内にある犯罪に関して、一応の証拠がある事件が存在するかどうか、及び、
 - (b) 特に第三五条が規定する事項を考慮して、利用できる情報に基づけば事件を裁判所が審理するべきかどうか
- 3 これらについて肯定的に決定する場合には、統括部は起訴状を確認し、第九条に從つて第一審裁判部を設置する。

4 統括部は、追加資料の提出を求めるために必要となることのある猶子の後に起訴状を確認しないと決